

特別事業準備基金要綱の改正について

特別事業準備基金は、記念事業や国際会議など特別事業の安定した財源を確保するために平成5年に設立した。しかし、当初想定していなかった市町村合併に伴い、今後当協議会の急激な財政状況悪化が見込まれている。当協議会の健全な財政運営のためには基金の取り崩しが必要となるため、それを可能とする要綱の改正を行う。

< 改正案 >

特別事業準備基金要綱（平成5年9月1日制定）の一部を次のとおり改正する。

第5条の「基金は次に掲げる事業」の後に「等」を加える。

同条第2号の次に「（3）その他役員会において必要と認められた場合」を加える。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

< 新旧対照表 >

新	旧
(処 分) 第5条 基金は次に掲げる事業等に要する費用に限り、これを処分することができる。 (1) 記念事業 (2) 国際会議の開催 (3) <u>その他役員会において必要と認められた場合</u>	(処 分) 第5条 基金は次に掲げる事業に要する費用に限り、これを処分することができる。 (1) 記念事業 (2) 国際会議の開催